

## 令和5年度 第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和5年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を令和5年9月29日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 10名

欠席委員 4名

農地利用最適化推進委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第7号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第8号…非農地証明願の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和5年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は15名、内農業委員は10名で過半数に達しており会は成立  
会長挨拶

本日の署名委員(12番 ●● ●●委員 1番 ●● ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第7号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

○受付第16号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高岡郡佐川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、会社員

土地の所在は、●●字●● ●●番●●

面積 229 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番●●

面積 284 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

9月19日に事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第17号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県松山市●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●●● ●●さん、●●歳、無職

土地の所在は、●●字●● ●●番

面積 550 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番

面積 29 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番

面積 55 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番

面積 911 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番

面積 43 m<sup>2</sup>

合計面積 1,588 m<sup>2</sup>、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

9月11日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、父親と合わせて年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### ○受付第18号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、香川県高松市●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●●

面積 68 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番●●

面積 110 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は178 m<sup>2</sup>、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

9月11日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、父親と合わせて年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### ○受付第19号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、林業兼農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、製茶業兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 360 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番● 面積 74 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は 434 m<sup>2</sup>、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

9月19日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第20号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、香川県高松市●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、団体職員兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 110 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

9月20日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、譲渡人●●さんと合わせて年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第21号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、徳島県板野郡●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 105 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員が欠席のため事務局から報告〕

9月13日に●●委員と事務局と譲渡人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 150 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番●● 面積 96 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は246 m<sup>2</sup>、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

9月13日事務局と譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、少し荒れていました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### ○受付第 2 3 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高知市●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 107 m<sup>2</sup>

地目は台帳は田・現況は畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員が欠席のため事務局から報告〕

9 月 1 3 日に、●●委員と事務局と●●で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。台帳は田ですがシキミが植わっていました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### ○受付第 2 4 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番●●号

●● ●●さん、●●歳、無職の方と●●さん、●●歳、無職の方で持分 2 分の 1 ずつ

譲受人は、高知市●● ●●番●●号●●

●● ●●さん、●●歳、法人役員兼農業

土地の所在は、

●●字●● ●●番●● 面積 57 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 737 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 233 m<sup>2</sup>

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は 1,027 m<sup>2</sup>、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当委員 ●● ●● 委員〕

9月22日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

## 議案第8号

（非農地証明願の審議について）

### ○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高知市●● ●●番●●号

●● ●●さんと●●さん夫妻で持分2分の1ずつ

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 285 m<sup>2</sup>

地目は、台帳は畑、現状は宅地となっています。

転用された時期は、年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、年月日不詳、当該土地上の一部に建物が建築され、平成21年月日不詳に労働力不足により耕作放棄後、現在は庭として宅地と一体的な利用をしている。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を9月22日に事務局と実施しました。現地は建物ですので、それこそまた写真を見ていただいたらいいかもしれません。それで、ちょっと荒れていますが、屋根の状態なんか本当に大丈夫というような建物です。それで、上の図面で見ていただいたらですね、建物の半分が畑になっています。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

## その他

- ・視察研修について
- ・委員改選について
- ・地域計画について

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員